



修学の手引書

普通会員は、本学舎が交付する資格保有者である正会員（指導者）主催の稽古会や個別稽古を受けることができます。

修学会員は、より深い学びを志す者を対象とした会員種別であり、本部主催講座をはじめとする修学会員限定の稽古会への参加や、資格取得に向けた研修・試験を受けることが可能になります。

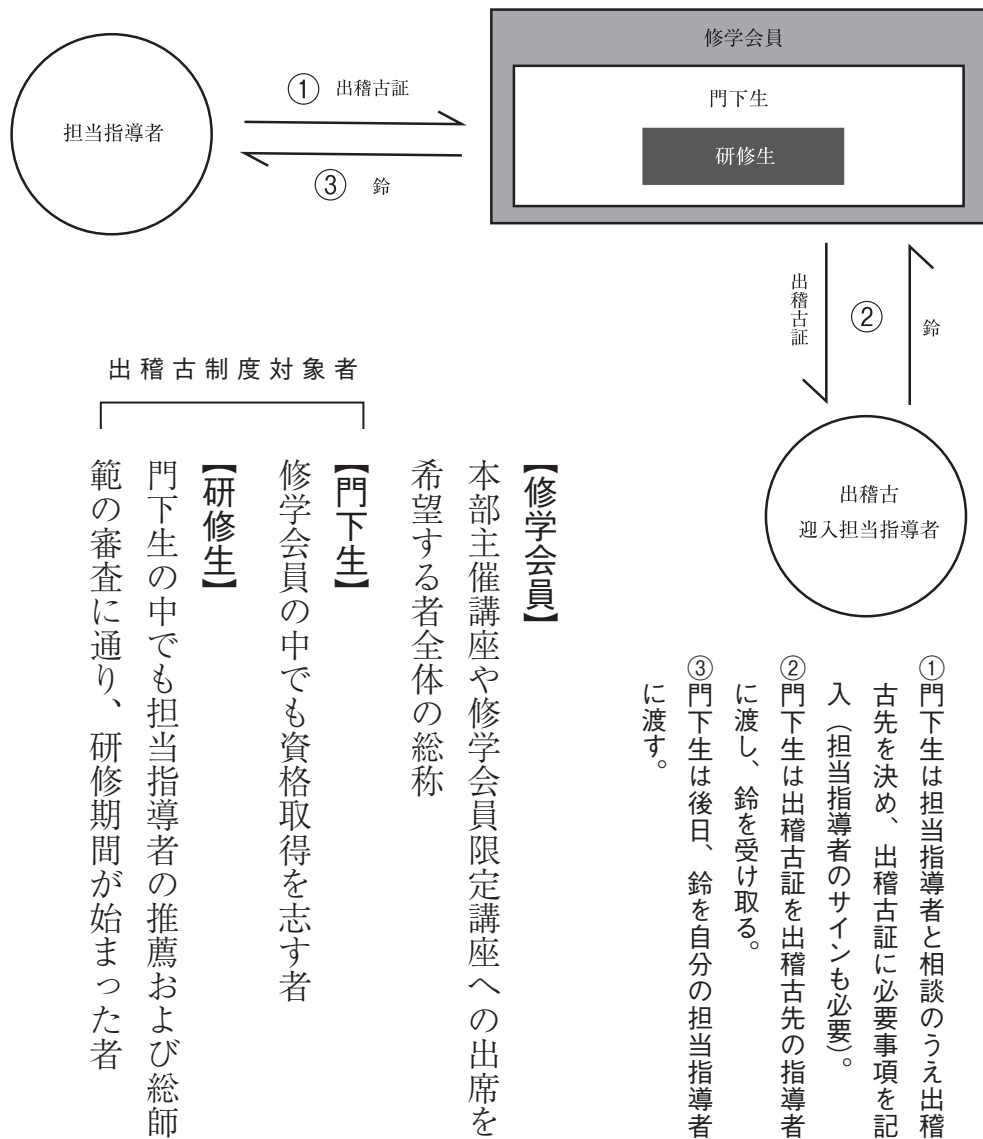
修学会員になるためには、本学舎が定めた様式の和装稽古着の着用や担当指導者への入門など、いくつかの条件を満たさなければなりません。そのため、入会の際は基本的に普通会員から始めることをおすすめしております。複数の稽古場、さまざまな稽古会を回りながら、修学会員への道をご検討ください。

本書は、主に修学会員（とりわけ指導者資格の取得を目指す者）が行う修学課程である「出稽古制度」の手引書となります。

※資格種別は四種類。技術研究員、動法教授者、専科動法教授者、特別動法教授者。

※資格取得の過程としては、①出稽古制度を経て担当指導者からの推薦を得る ②総師範の稽古会に参加し承認を得る ③研修期間に入り所定の研修内容を履修する ④試験を受けるといった流れを基本とし、資格によっては二次研修／試験を更に受ける必要がある。

出稽古制度とは



出稽古証



氏名

稽古場門下

担当

印

受講日	年	月	日
晴風学舎			
個別稽古	稽古会	稽古場	
迎入担当	コマ		印

出稽古制度は資格取得を目的とした修学課程です。そのため、資格取得を希望しない修学会員および普通会員はこの制度の対象外となります。

なお、門下生や研修生であっても出稽古（担当指導者以外の稽古を受けること）は自由に行なうてよく、所定の手続き（出稽古証および鈴の授受／担当指導者の許可）が強制されるわけではないものとします。しかし、所定の手続きのもと行われた出稽古は、本部が定めた公的な修学実績として認められます。

つまり、本制度における門下生の行うべきことは「出稽古の許可を得る」ではなく、「出稽古を公的な修学課程として認めてもらうために申請する」というこ

とになります。したがって、手続きを踏まない出稽古は実績としては認められませんが「自習」としてこれまで通り自由に行なっていただけです。

担当指導者は、この実績を評価基準の一つとしたうえで、門下生が研修期間に入るための推薦の可否を、習熟度も含めて総合的に判断しなければなりません。そのため、門下生からの提案による出稽古のみならず、担当指導者は（自身が開催する稽古だけでなく）門下生の個性や習熟度に適した修学課程としての出稽古を提案する必要があります。

本制度は個々人に適したカリキュラムの共創（指導者と門下生による相互案出）を促すものであり、単位制度でも固定カリキュラムでもない形で行われる修学課程として実施されます。そして、出稽古を修学実績とすることで、「個人によって個人が育てられる」ではなく、「晴風学舎という場全体が育つ」ことを希求し、実践されるものです。

担当指導者は門下生一人ひとりと相談のうえ、門下生の意志や自発性を尊重しながら、両者による相談のうえで出稽古先を定める、あるいは申請を認可するよう、心がけてください。

1、修学会員は全員（門下生以外も）担当指導者が必要ですか

↓門下生（指導者資格取得を志す者）でなくとも、修学会員になるためには担当指導者を定める必要があります。本部としては、修学会員とは資格取得の意志にかかわらず、稽古を通して指導者との関係を充分に構築できている（これから行なっていく予定の）者と考えます。深い学びを得るための講座、たとえば本部が主催する講座への参加が認められるのは、そうしたことが判断理由となっています。

2、いきなり修学会員になってもいいのでしょうか

↓基本的に、まずは普通会员としてご入会ください。そのうえで、複数の稽古会を回られてから担当指導者を定めることを推奨しています。ただし前身団体からの移籍者に関しては、これに限りません。なお、修学会員は稽古着用が義務付けられますので、この点もご注意ください。

3、普通会员として入会しましたが、普通会员から修学会員になりたい場合はどうすればいいのでしょうか

↓普通会员から修学会員へ変更を希望される場合、入会申込書を再度改めて提出していただく必要があります。会員種別欄の「変更」を○で囲み、（ ）に変更したい会員種別（修学）を書いてください。その他必要事項を書き入れた入会申込書は、担当を希望する指導者にご提出ください。その際、普通会员入会時とは異なる指導者に提出してもかまいません。ただ

し、野口裕之総師範を担当指導者として定めることは不可。その担当指導者から、サインと捺印の入った控えを受け取って、手続きが終了します。

4、担当指導者を変更することはできませんか

↓何らかの事情で変更を希望される場合、まずは書務室にご相談ください。事情を考慮し、適切な手続きをご提案致します。

5、修学会員は何をもって「指導者資格の取得を志す」ということになるのでしょうか

↓担当指導者への意思表示、あるいは出稽古証の申請を初めて行なった時、ということになります。指導者資格を志さない者は、出稽古制度の適用外となりますので、出稽古証や鈴の授受を行わないよう、ご注意ください。

6、出稽古制度において、予約が必要な稽古会や個別稽古に関しては、出稽古先の予約と担当指導者の承認のどちらが先なのでしょうか

↓基本的には担当指導者への相談が先となります。「出稽古の許可を得る」ではなく、あくまでも「修学課程の共創⇨相互案出」が目的のため、まずは相談が先となります。急ぎの場合は、担当指導者にメールや電話で承認を得てから出稽古先を予約、その後で出稽古証を交付という流れを本部としては推奨いたします。予約の必要がない稽古会に関しては、通常どおり、担当指導者から交付された出稽古証を持って迎入れ先の稽古に行く、という形になります。

す。迎入れ先の指導者は、事前に門下生が来ることを把握していなくても、出稽古証を受け取った時点で、出稽古制度が適用されるものとして、稽古を終えたら鈴を門下生にお渡しください。遠方からの出稽古の場合は、稽古会の予期せぬキャンセルを考慮し、予約不要の稽古会であっても事前連絡を入れることを推奨します。

7、出稽古制度において、タイミングが合わず担当指導者と対面でやりとりできなかった場合、メールや電話で許可をもらって出稽古に行くことは可能ですようか

↓諸々の事情でメールや電話で担当指導者に相談し承認を得た場合、担当指導者が出稽古先の迎入れ担当者に直接連絡を入れ、出稽古証がなくても鈴を授与いただく旨を伝える必要があります。その場合は後日、門下生あるいは担当指導者が出稽古証を、迎入れ担当者に郵送または手渡ししなくてはなりません。「自習」扱いで出稽古に行く場合は手続き不要です。

8、体調不良などの理由から出稽古証が交付された稽古をキャンセルせざるを得ない時はどうしたらよいでしょうか

↓出稽古先、担当指導者の双方にご連絡ください。出稽古証は担当指導者に返却、返却後は担当指導者が破棄してください。

9、研修生も出稽古制度は継続するのでしょうか

↓継続します。本部が定める研修内容において、出稽古先が具体的に指定されているものも

ありますが、講座種別あるいは講座参加回数のみが指定されている場合もあります。どこに出稽古に行くかは、引き続き担当指導者と相談のうえ、出稽古先を選定するようにしてください。なお、書務室が研修内容を確認するために、研修生専用の研修履歴書を交付しますので、研修生は所定の手続きに加え、別途そちらへの記入作業もしていただくこととなります。

10、本部主催講座に参加する場合も出稽古証は必要なのでしょいか

↓本部主催講座に関しては所定の手続き（出稽古証と鈴の授受）は必要ありません。また、野口裕之総師範の稽古会に関しても出稽古制度の適用外となりますので不要となります。ただし、研修生の場合は別途交付される研修履歴書への記入が必要となります。

11、動法教授者も担当指導者を定めなくてはいけないのでしょいか

↓基本的には動法教授者（および専科動法教授者・特別動法教授者）も担当指導者を定めていただく必要があります。ただし、特例として担当指導者を未定とすることが認められる場合があります。希望する特別な理由がある場合は書務室までご相談ください。

12、動法教授者自身が担当指導者になることもあるのでしょいか

↓動法教授者（および専科動法教授者・特別動法教授者）も担当指導者になることができます。つまり自らが門下生でありながら担当指導者でもあるという、双方の役割と学びを同時に修める期間として位置付けられています。

13、動法教授者にも出稽古制度が適用されるのでしょうか

↓新たな資格取得を希望する限りは出稽古制度によって定められた修学課程が必須となります。そのため動法教授者（および専科動法教授者・特別動法教授者）であっても、新たな資格取得を希望する者には出稽古制度が適用されます。

14、動法教授者のままで、技術研究員は目指さないつもりですがどうしたらよいでしょうか

↓新たな資格取得を希望しない指導者、あるいは修学課程を一定期間保留したい者に関しては、その旨を担当指導者に伝え、すべての出稽古を自習として行うようにしてください。問題はございません。また、その場合であっても、新たな資格取得のための修学課程を自由なタイミングで開始することも可能です。

15、担当指導者の稽古会と出稽古の割合はどのように考えたらよいでしょうか

↓担当指導者のご相談ください。そこも含めての「カリキュラムの共創」ということになります。ただし、基本的には門下生の個性や習熟度に適したコースを共に案出する必要がありますので、定期的に担当指導者の稽古を受けることは重要と考えられます。しかし、これも例外があつてよく、形や数字にこだわらず、両者の相談を踏まえて決めていただいてかまいません。

16、門下生に渡す鈴が足りなくなった場合はどうしたらよいでしょうか

↓書務室までご連絡ください。郵送が間に合わなかった場合や予期せぬ不足の場合は、鈴の授受を省略して出稽古証の授受のみ行い、門下生は鈴が不足していた旨を担当指導者に後日ご報告ください。出稽古証があれば本来行き渡るはずだった鈴の数は計測可能です。逆に担当指導者の手元に出稽古証が無い場合は、出稽古制度の適用は不可となります。担当指導者は出稽古証が不足しないよう充分ご注意ください。補充が必要になった際は、お早めに書務室までご連絡ください。

※鈴は補充にある程度時間がかかるため、初期段階において鈴が不足する可能性があります。恐れ入りますが、当面の間は右記の暫定措置にてご対応いただけますようお願いいたします。

17、技術研究員も出稽古を行なってよいのでしょうか

↓推奨いたします。「自習」ということになりましたが、本部としては是非行なって頂きたいと考えています。それは、技術研究員もまた出稽古を通して他指導者との交流を持つていなければ、修学課程としての出稽古を門下生に提案できないからです。もちろん、出稽古以外にも他指導者との共催稽古などを通して、晴風学舎という場全体が育つための取り組みを行なっていただければ幸いです。

一般社団法人

晴風学舎